

○糸満市水道事業給水条例施行規程

昭和48年3月31日

水道管理規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、糸満市水道事業給水条例（平成10年糸満市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置管理人の選定)

第2条 給水装置所有者が、条例第13条の管理人を置かないとき、又は無届けのまま市外に移転したときは、その利害関係者の中から水道事業の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が管理人を選定することができる。

(給水装置に関する事務代行)

第3条 給水装置所有者の所在が不明で給水装置に関する事務を処理することができないときは管理者は家屋又は土地の所有者、水道使用者その他利害関係者の申請により、その他所在が判明するまで申請人をして所有者のなすべき事務を代行させることができる。

(届出)

第4条 給水を受けているもの、又は受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合においては速やかに届出を管理者に行わなければならない。ただし、第2号による水道使用を停止する場合、当該給水装置所有者、使用者又は物件管理者から電話で口頭による申出が行われ、管理者が様式第2号の提出が必要でないと認めた場合はその限りでない。

(1) 水道使用を開始する場合又は水道使用者名義を変更する場合 開栓・名義変更届（様式第1号）

(2) 水道使用を停止する場合 閉栓届（様式第2号）

(3) 水道の用途を変更する場合 給水用途変更届（様式第4号）

(所有権譲渡の届出)

第5条 給水装置の所有者はその設備を譲渡したときは給水装置所有者名義変更届（様式第5号）により速やかに届け出なければならない。

(分岐引用の本管所有者の承諾)

第6条 他の給水管から分岐引用しようとする者は、申込書に本管所有者の承認を受けなければならない。

(分岐引用者への通知)

第7条 分岐引用者のある本管所有者が給水装置の撤去又は分岐引用者が給水不能となる設備変更の工事を申し込んだときは、あらかじめ分岐引用者に通知しなければならない。

2 分岐引用者は、前項の通知を受けたときは、30日以内にその設備の改造又は本管取得の手続きをしなければならない。

3 分岐引用者が前項の手続きをしない場合は水道の使用を廃止したものとみなす。

(給水申込みの拒否)

第8条 管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置新設の申込みを拒否することができる。

(1) 給水装置新設の地域が、後年次の配水管布設地域であり、又は布設計画に含まれていない場合

(2) 正常な企業努力にもかかわらず給水量が著しく不足している場合

(3) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難な場合

2 前項第1号の場合は申込者において配水管を給水装置として、その費用を負担するときは、この限りでない。

(身分証明書の携帯並びに呈示)

第9条 量水器を点検するとき又は使用料を徴収するときは身分証明書(様式第6号)を携帯し、これを呈示しなければならない。

(給水装置工事の施工範囲及び検査)

第10条 条例第8条により施行することができる給水装置の工事は量水器を除き止水栓以下とする。

2 前項の工事に要する材料並びに設計及び竣工については市の検査を受けなければならない。

(給水装置新設等の申込)

第11条 給水装置を新たに設置しようとするときは、給水申込書(様式第7号)に給水装置工事申請書及び設計書(様式第8号)、給水装置工事誓約書(様式第9号)及びその他管理者が認めるものを添付し、申し込まなければならない。

(工事内容の変更又は取消の届出)

第12条 給水装置工事の申込者は工事の内容を変更し、又は取消しをしようとするときは遅滞なく市に届け出なければならない。

(給水装置工事の材料検査)

第13条 条例第8条第2項により自己材料を使用しようとするものは材料目録を添えそ

の検査願を提出し、管理者の承認を受けなければならない。

- 2 前項による材料の検査を受けようとするときは現品を指定の検査場に搬入しなければならない。

(給水装置の位置及び方式)

第14条 給水装置の位置は申込者が指定しなければならない。ただし、指定位置が不適当である場合は、これを変更させることができる。

第14条の2 給水は、配水管の水圧をそのまま利用して直結給水とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受水槽式給水によるものとする。

- (1) 一時に多量の水を必要とする場合

- (2) 常時一定の水圧を必要とする場合

- (3) 5階以上の建物に給水する場合

- (4) 4階建ての建築物で次のアからウに該当する場合

- ア 分岐する管の位置から高置水槽の流入口の高さが20メートルを超える場合

- イ 分岐する管の位置から4階の一番高い位置の給水口まで15メートルを超える場合

- ウ 配水管の最小動水圧が0.3メガパスカル未満の場合

- (5) 3階建ての建築物で次のアからウに該当する場合

- ア 分岐する管の位置から高置水槽の流入口の高さが15メートルを超える場合

- イ 分岐する管の位置から3階の一番高い位置の給水口まで10メートルを超える場合

- ウ 配水管の最小動水圧が0.25メガパスカル未満の場合

- (6) 配水管の水圧により直接給水が困難な場合

- (7) 断・減水時にも一定の保安用水を必要とする場合

- (8) その他管理者が必要と認めた場合

- 3 前項第3号から第5号の規定による給水は、低置水槽に限るものとする。

- 4 その他、市配水管の変動又は渇水時等において給水不能な状態が生じた場合は、各需用者の負担で受水槽及び高置水槽の施設を設置するものとする。

(量水器の検針)

第15条 量水器は毎月定日に検針する。ただし、やむを得ないときは定日を変更することができる。

2 量水器を検針したときは携帯入力装置に入力しなければならない。

(量水器検針の期間)

第16条 条例第26条の月分とは量水器検針の翌日から次の検針日までの期間をいう。

(量水器の位置)

第17条 量水器の位置が水道使用者等の行為により検針上不適當又は管理上支障を生じさせるおそれがあると認めたときは市においてその位置を変更し、費用は給水装置所有者又は水道使用者の負担とする。

(量水器の故障による給水量の認定)

第18条 条例第23条第1号及び第3号の規定による使用水量の認定は前2カ月間における使用水量その他の事実を参酌して行なう。

(用途の異なる2種以上の使用水量の計算)

第19条 1個の量水器で用途の異なる2種以上の使用水量を計算するときは、家事用とみなす。ただし、用途の異なる2種以上の使用水量において相互比較認定をし、家事用以外の用途に占める割合が多いと認められた場合は、料率の高い方による。

(用途の種類)

第20条 条例第21条に規定する営業用の種類は次のとおりとする。

- (1) 醸造業
- (2) 清涼飲料製造業
- (3) 飲食店
- (4) 理髪業
- (5) 料理店
- (6) 旅館
- (7) 製氷業
- (8) 洗濯業
- (9) 染色業
- (10) 鮮魚店及びその加工業
- (11) 銀行、会社
- (12) 劇場
- (13) 諸市場
- (14) 貸自動車業
- (15) 私設医院

(16) 養豚

(17) 養鶏

(18) その他これに類似する業態において使用するもの

(料金の認定)

第21条 水道用途の事実と相違するときの料金は市の認定による。

(算定基準に相違のある料金の精算)

第22条 料金を納付した後その算定基準に相違があったときは翌月分の使用料金において精算する。

(料金の納付)

第23条 料金は上・下水道料金納入通知書兼領収証(様式第11号。以下「納入通知書」という。)により納付しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、口座振替等及び分納により納付することができる。

(料金の徴収)

第23条の2 管理者は、水道使用を止めた場合であってもその届出がないときは当該料金を徴収することができる。

(料金の納付期限)

第23条の3 条例第22条に係る料金の納付期限は次の各号のとおりとする。

(1) 納入通知書を発行した日の属する月の翌月の15日とし、口座振替等の場合も同様とする。

(2) 前号に規定する納期限の日が、糸満市の休日を定める条例(平成3年条例第23号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもって納期限の日とする。

(3) 管理者は前号に規定する納期限により難いと認めるときは、納期限をその都度定めることができる。

(料金の督促)

第23条の4 前条で規定した納期限までに納付しない場合、管理者は上・下水道料金督促状兼領収証(様式第12号)を当該納期限から10日以内に発しなければならない。

(1) 督促状に指定する納期限は、督促発送に属する月末とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。

(小規模貯水槽水道の管理等)

第24条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「小規

模貯水槽水道」という。)の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。ただし、小規模貯水槽水道の利用者、利用の形態等を勘案した上で、管理者が特に認めるものについては、この限りでない。

(1) 小規模貯水槽水道は、次に掲げる基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除は、1年以内ごとに1回、定期に管理者が認めるものにより行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等により水が汚染されることを防止するための必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い及び味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表上欄に掲げる事項のうち必要と認めるものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに水の供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号ウの規定にかかわらず、1年以内ごとに1回、定期に法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは国土交通大臣及び環境大臣の指定する者又は管理者が認めるものによる給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を受けること。

(諸手続)

第25条 小規模貯水槽水道の管理等に関し設置の届出等必要な手続は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

2 従前の糸満市水道給水条例施行規則（1969年糸満市規則第6号）は廃止する。

附 則（昭和49年8月7日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日水管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日水管規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月25日水管規程第3号）

この規程は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日水管規程第 11 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 4 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日水管規程第 6 号）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 15 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日水管規程第 1 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 1 日水管規程第 3 号）

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 5 日水管規程第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日水管規程第 4 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日水管規程第 4 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日水管規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日水管規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日水管規程第 1 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

開 栓 ・ 名 義 変 更 届

		課 長	係 長	係

年 月 日 糸 満 市 長 殿 糸満市潮崎町1丁目1番 糸満市上下水道部 課 係 電 話 : F A X :	設 置 場 所 (住 所)	糸満市		
	方 書			
	フ リ ガ ナ			
	使 用 者 氏 名	TEL ()		
	生 年 月 日	年 月 日生		
	代 表 者 住 所			
	フ リ ガ ナ	TEL ()		
	代 表 者 氏 名			

下記 年 月 日より開栓・名義変更をお願いします。

開栓理由	入居・料金完納・清掃	その他 ()	※名義変更の場合 前名義人との関係		
栓 種 別	家庭用・営業用・	その他 ()			
水栓番号	— —		料金引継・口座取消・代納付者取消 (変更) ※納付書郵送先変更の場合		
量 水 器 番 号			郵 送 先 住 所		
同 指 針	m ³		郵 送 先 氏 名	TEL	
施 行 日 年 月 日	年 月 日		代 理 人 住 所		
施行者名			代 理 人 氏 名	TEL	

(備考)

(必読事項)

○本申請に関し、本人、または申請代理人の住民基本台帳情報による住基情報が得られない場合、身分確認の為、免許証等の提示を求める場合がございます。

○使用者（名義人）が、本人又は本人と同一世帯員でない場合、「委任状」の添付が必要です。

○代理人により、本申請が受理され、使用者（名義人）に対しお知らせ等の連絡が取れない場合、申請代理人に郵送・電話・訪問などを行うことがございます。○使用者（名義人）本人、又は申請代理人が本届出以前に、糸満市上下水道料金に未納があり、何ら、納付に関する相談・誓約などが無い場合に限り、本開栓・名義変更の届出をお断りすることがございます。

受付者 _____ NO _____

様式第2号(第4条関係)

閉 栓 届

		部 長	課 長	補 佐	係 長	係

年 月 日 糸満市長 殿	設 置 場 所 (住 所)	糸満市				
	方 書					
	フリガナ				TEL	
	使用者氏名				()	
	生 年 月 日	年 月 日生				
	所有者住所					
	フリガナ				TEL	
	所有者氏名				()	

下記 年 月 日より閉栓お願いします。						
閉栓理由	転居・ 転出・	料金滞納・	その他 ()	設置場所見取図 北 4		
栓 種 別	家庭用・営業用・	その他 ()				
水栓番号	— —					
量 水 器 番 号						
有効年月	年 月					
同 指 針	m ³					
施 年 月 行 日	年 月 日					
施行者名			代理人住所			
点 検 簿 整 理			代理人氏名		TEL	
(備考)						

No. _____

様式第4号(第4条関係)

給水用途変更届

糸満市長 殿	年	月	日	住 所	
				使用者	
				住 所	
				使用者	
下記のとおりお届けします。					
設置場所					
水栓番号		番	収納番号		
現在栓種		用	変更栓種		
備					
考					

様式第5号(第5条関係)

給水装置所有者名義変更届

糸満市長 殿	年 月 日		住 所	
			譲受人	
			住 所	
			譲渡人	
年 月 日下記給水装置一切を譲受、前者の権利義務をあわせて継承しましたので所有権変更下さるようお届けします。				
設置場所				
水栓番号	番	栓 種 別		
出納番号	番			
滞 納 金				
備 考				

様式第6号(第9条関係)

(表)

糸水第	号
身 分 証 明 書	
職氏名	
上記の者は、本市上下水道部の職員であることを証明する。	
年 月 日	
糸満市長	印

(裏)

- 1 本証は、常時携帯すること。
- 2 有効期間満了したときは、市長に返付すること。
- 3 退職したときは、本証を市長に返付する。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに市長に届け出ること。
- 5 本証は、他に貸してはならない。

(表面)

給 水 申 込 書

糸満市長 殿

年 月 日

糸満市水道給水条例第11条の規定により次のとおり給水申込みをしますので承認願います。

水 道 番 号		冊 番 号		検針区域 道順	
種 別	・新設 ・増設 ・改造 ・閉栓			メーター口径	mm
用 途 別	・家事用 ・営業用 ・官公署用 ・船舶用 ・臨時用 ・共 用			メーター番号	
設 置 場 所				工 事 完 成	年 月 日
ビ ル 等 名 称				取 付	年 月 日
使用 者	住 所			領 収 年 月 日	円
	フリガナ		TEL		
	氏 名				
所有 者	住 所			年 月 日 確 認	
	フリガナ		TEL		
	氏 名				

委 任 状

上記給水申込みに関する一切の事項を次の糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者に委任します。

委任者 住 所

氏 名

印

糸満市上下水道部指定 給水装置工事事業者及 び代表者名・電話番号	担当者	
	印	
	携帯番号	

年	月	日	指示数	使用水量	備考	共用 専用	住 宅 件	受水 槽	m ³	業 種	記入例 病 院 ・ 飲 食 店 アパ－ト等
							店 舗 / 件	高置 水槽			
							事 務 所 件				

分 岐 承 諾			土地使用承諾		
住 所 氏 名	印		住 所 氏 名	印	

※太線の中だけ記入して下さい。

道路占用確認番号		年月日	
道路使用確認番号		年月日	

工務課長	水道係長	技術管理者	係

(裏面)
臨時給水に関する誓約書(建築工事用)

申請者住所 (施主)		氏名	
設 置 場 所			
使 用 者 (建築工事 請負者等)	住 所 社 名 代表者		

使用期間、 年 月 日から 年 月 日まで(但し、更新した場合は、その更新期間に準ずる)上記の臨時給水申込みに際して、申請者と使用者は、下記事項を遵守することを誓約します。なお、下記事項を遵守しない場合は、糸満市水道事業給水条例による処分を受けても異議を申し立ていたしません。

- 1 水道使用者は、建築工事請負者とします。
- 2 水道料金は、使用者が責任を持って支払いします。
- 3 水道料金の支払を滞った時は申請者は責任を持って清算します。
- 4 施主は常に水道料金の支払い及び使用状況等を把握し、上下水道部との連絡を密にします。
- 5 使用後の施設の撤去は、使用者と申請者が責任を持って糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者に施工させます。
- 6 上下水道部の承認を受けないで用途変更はいたしません。
- 7 本給水装置工事について、利害関係人との間に紛争又は事故を生じた場合は、当方で責任を持って解決します。

上記契約事項を履行する証として、申請者と使用者は、この契約書の写し各々1部を所持します。

年 月 日

糸満市長 殿

申 請 者 住 所	
(施 主) 氏 名	印
使 用 者 所在地	
(建築請負者) 社 名	
代表者	印
糸満市上下水道 所在地	
部指定給水装置 社 名	
工 事 事 業 者 代表者	印

給水装置工事申請書及び設計書

審査	課長	係長	技術管理者	係	水道番号	用途	・家事用 ・営業用 ・官公署用 ・船舶用 ・共用	種別	・新設 ・増設 ・改造 ・閉栓	排水放流先	・下水道 ・農業集落排水 ・浄化槽 ・無
					冊番号						
検査					配水系統		・各戸検針() ・共用専用()		・住宅()・事務所() ・店舗()・その他() ・アパート()		
受付	番号第 号		納入金	加 入 金		設計審査手数料		工事検査手数料		合 計	
	年 月 日			口径 mm	口径 mm	口径 mm	年 月 日				
	年 月 日			円	円	円	円				
検査	年 月 日			領収印		領収印		領収印		領収印	
完成	年 月 日			領収印		領収印		領収印		領収印	
メ ー タ ー	口 径 mm	給水方式	水道の種類		受水槽	高置水槽	地下水	雨 水			
	指 数 m ³	・直結 ・受水槽	・簡専水 ・小規模受水槽								
No.					m ³	m ³	m ³	m ³			
申 請 者	糸満市長 殿					メ ー タ ー					
	糸満市水道事業給水条例を厳守し、給水装置工事に関する一切の事項を下記糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者に委任し、工事の申請をします。 住所 フリガナ 氏名 TEL					設 置 場 所 使用 者 住 所 フ リ ガ ナ 使 用 者 名 生 年 月 日 TEL		印			
糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者及び代表者名	TEL					主任技術者	免状交付番号 第 号 氏 名 印 携 帯 番 号				
利害関係人承諾書			見 取 図								
当該工事の施工に同意し、上下水道部には一切迷惑をかけません。											
分 岐 承 諾											
住所	氏名		印								
土 地 使 用 承 諾	排水設備確認番号						年月日				
	道路占用確認番号						年月日				
住所	道路使用確認番号						年月日				
	氏名	印	確認通知書番号		第 号		年月日				
家 屋 使 用 承 諾			建 築 物	延面積 m ²		地 上 階		地 下 階		造	
住所	氏名		印	当初	残留塩素	水 圧 MPa	にごり 異常なし・あり	完了	残留塩素	水 圧 MPa	にごり 異常なし・あり

(裏面)

平面図

縦横断図

糸満市長 殿

給 水 装 置 工 事 誓 約 書

1 当店は、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者として、糸満市水道事業給水条例、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者規程及びその他の規程を遵守するとともに、貴部の指示に従い誠実に給水装置工事を施工致します。

2 連帯保証人は、給水装置工事に關し、糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者から不都合な行為又は糸満市上下水道部指定給水装置工事事業者としての義務不履行等により、貴部に対し損害又は迷惑を及ぼしたときは、連帯してその責任を負います。

年 月 日

糸 満 市 上 下 水 道 部
指定給水装置工事事業者 認可番号 第 号

所 在 地

店 名

代表者名 印

連帯保証人（建築請負者）

事業所所在地

事業所名 印

代表者名 印

連帯保証人（施主）

住 所 印

氏 名 印

(裏面)

管 理 人 選 定 (変 更) 届

糸満市長 殿

年 月 日

所有者 住 所

氏 名

印

T E L

次のとおり糸満市水道事業給水条例第13条により管理人を選定(変更)したのでお届けします。

共同住宅所在地	
フ リ ガ ナ	
共 同 住 宅 名	
管 理 人 住 所	
フ リ ガ ナ	
管 理 人 氏 名	
T E L	

条 件 承 諾 書

貴部が直結給水又は受水槽以下装置の各戸検針集金等を行うことについて、下記の条件を承諾します。

記

- 1 直結給水又は受水槽以下装置の工事は、市長の指示に従い施工すること。
- 2 直結給水又は受水槽以下の水質及び修理その他維持管理について迷惑をかけないこと。
- 3 次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 未納料金を納入すること。
 - (2) 管理人の選定を行い届出ること。
 - (3) 居住者に変動が生じたとき(「開栓届・閉栓届」)により届出ること。
- 4 直結給水又は受水槽以下装置の増設、改造、撤去工事をしようとするときは、事前に届出ること。
- 5 この条件承諾書の内容について、居住者に周知徹底せしめること。

年 月 日

量水器設置場所

アパート名称

申 請 人 住 所

氏 名

印

T E L

共同住宅各戸使用者名簿

提出日 年 月 日

設置場所：

建物名称：

所有者住所：

氏 名：

T E L：

管理人住所：

氏 名：

T E L：

開始年月日 年 月 日

No.	部屋番号	量水器 口径	量水器 番号	量水器 指数	耐用年数	入居者 及び予定	入居者 電話番号	生年月日	用途 (家事用等)	開・閉区分
管理用										開・閉
1										開・閉
2										開・閉
3										開・閉
4										開・閉
5										開・閉
6										開・閉
7										開・閉
8										開・閉
9										開・閉
10										開・閉
11										開・閉
12										開・閉
13										開・閉
14										開・閉
15										開・閉
16										開・閉
17										開・閉
18										開・閉
19										開・閉
20										開・閉
共用栓メーターの設置場所：										

上・下水道料金領収済報告書(水道部控)

--	--	--	--	--	--	--

年 月分

水 栓 番 号

納 付 期 限

年 月 日

上水道料金	円
下水道料金	円
量水器貸付料	円
合 計 金 額	円

上・下水道料金納入通知書(金融機関控)

年 月分

様

水 栓 番 号

金 額

円

糸満市上下水道部 TEL

領収日付印

上・下水道料金 納入通知書兼領収証

水 栓 番 号

年 月分

年 月 日発行

水道名義人

水 道

所在地

用 途	口径(mm)

納 付 期 限

年 月 日

使 用 水 量

m³

糸満市長

糸満市企業出納員

総 務 課 長

下記の金額を納付して下さい。

上水道料金	円
下水道料金	円
量水器貸付料	円
合 計 金 額	円

様式第12号(第23条の4関係)

上・下水道料金領収済報告書(水道部控)

年

月

分

水 栓 番 号

納 付 期 限

年 月 日

上水道料金

円

下水道料金

円

量水器貸付

円

督促手数料

円

合 計 金 額

円

(注)この用紙は機械処理しますので折ったり汚したり穴をあけたりしないで下さい。

系満市
上下水道部

上・下水道料金納入通知書(金融機関控)

年

月

分

水 栓 番 号

金 額

円

系満市上下水道部 TEL

上・下水道料金 督促状兼領収証

水 栓 番 号

年 月 分

年 月 日発行

水道名義人

水 道
所在地

用 途

口径(mm)

納 付 期 限

年 月 日

使 用 水 量

m³

系満市長

系満市企業出納員

総 務 課 長

下記の金額を納付して下さい。

上水道料金

円

下水道料金

円

量水器貸付料

円

督促手数料

円

合 計 金 額

円

領収日付印

上記のとおり領収しました。
この領収証は、後日の紛争をさけるため5ヶ年間保存して下さい。
金額を訂正したもの、又は徴収人の捺印のないものは無効です。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 削除

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)

様式第 8 号 (第 1 1 条関係)

様式第 9 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 0 号 (第 1 1 条関係)

様式第 1 1 号 (第 2 3 条関係)

様式第 1 2 号 (第 2 3 条の 4 関係)